

(写)

生食発0728第7号
28消安第1591号
28水漁第629号
平成28年7月28日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ロシア向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知。以下「通知」という。)に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」(座長：経済再生担当大臣)において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」等に基づき、輸出環境の整備を図るため、下記の趣旨により、通知の別紙「ロシア向け輸出水産食品の取扱要領」を別添新旧対照表のとおり改正したので、その実施について御理解、御協力いただくとともに、貴管下関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

- 1 電子メールによる証明書の発行申請を可能とし、その手続を定める。
- 2 証明書発行申請時の添付書類の簡素化の観点から、以下の手続に係る見直しを行う。
 - ア 「ロシア向け輸出水産食品の官能検査等の運用」に基づく手続を実施している場合であって、過去3年間の登録検査機関による官能検査結果等に問題が認められなかったときは、官能検査等の検証頻度を3年間に1回以上とする。
 - イ 「ロシア向け輸出水産食品の官能検査等実施報告書」を廃止し、「ロシア向け輸出水産食品証明書発行申請書」に必要な記載欄を設けることとする。
- 3 フグの輸出に係る取扱いについて、「ロシア向け輸出フグの取扱いについて」（平成28年4月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課事務連絡。以下「事務連絡」という。）の内容を通知に規定する。なお、事務連絡は本日をもって廃止する。
- 4 その他所要の改正を行う。

(別添)

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日食安発第062201号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産庁消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知) 別紙「ロシア向け輸出水産食品の取扱要領」
新旧対照表

新	旧
(作成日)平成21年6月22日 (最終改正日)平成28年7月28日	(作成日)平成21年6月22日 (最終改正日)平成25年4月16日
1. (略)	1. (略)
2. 定義 (略)	2. 定義 (略)
(3) 監視安全課：厚生労働省 <u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課</u>	(3) 監視安全課：厚生労働省 <u>医薬食品局食品安全部監視安全課</u>
(4)～(8) (略)	(4)～(8) (略)
(9) 証明書発行機関：食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第9項に規定する登録検査機関のうち、別添2の手続に従い厚生労働省 <u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官により認定された証明書発行機関	(9) 証明書発行機関：食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第9項に規定する登録検査機関のうち、別添2の手続に従い厚生労働省 <u>医薬食品局食品安全部長</u> 、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官により認定された証明書発行機関
(10) (略)	(10) (略)

3 (略)

4. 施設の登録

(1) 登録施設の要件

登録施設の要件は下記のいずれかに該当する施設とする。

①・② (略)

③ 「対中国輸出水産食品の取扱いについて（平成25年10月17日付け食安発1017第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」に基づく登録施設

④ 「対EU輸出水産食品の取扱いについて（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）」又は「水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」の制定について（平成26年9月11日付け26水漁第817号水産庁長官通知）」に基づく認定施設又は登録施設等

⑤ 「対米輸出水産食品の取扱いについて（平成20年6月16日付け食安発第061003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」に基づく認定施設

⑥ (略)

(2) (略)

(3) 登録番号の付与・公表の手続

3 (略)

4. 施設の登録

(1) 登録施設の要件

登録施設の要件は下記のいずれかに該当する施設とする。

①・② (略)

③ 「対中国輸出水産食品の取扱いについて」に基づく登録施設

④ 「対EU輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定施設又は登録施設

⑤ 「対米輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定施設

⑥ (略)

(2) (略)

(3) 登録番号の付与・公表の手続

加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式2の登録申請書に基づき、当該施設に登録番号を付与し、監視安全課、畜水産安全管理課及び証明書発行機関に当該施設を登録する旨を連絡する。連絡を受けた監視安全課は都道府県等衛生部局に、証明書発行機関は施設登録申請者にそれぞれその旨を連絡する。

なお、加工流通課が農林水産省のホームページ上で公表することにより、当該施設が登録されたものとする。

(4) 登録施設の登録事項の変更及び登録施設の登録の廃止の申請・公表の手続

施設登録者は、登録事項の変更がある場合に、証明書発行機関に対して別紙様式3により登録変更確認の申請を行い、申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式2の登録変更申請書を送付し、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は記載内容を確認の上、登録変更の手続をとる。

施設登録者は、登録施設の登録を廃止する場合は、別紙様式4により証明書発行機関に対して登録施設の廃止確認の申請を行い、その申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式2の登録廃止申請書を送付し、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は記載内容を確認の上、登録施設の廃止の手続をとる。

加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式2の登録申請書に基づき、当該施設に登録番号を付与し、監視安全課及び畜水産安全管理課に連絡する。

加工流通課が農林水産省のホームページ上で公表することにより、当該施設が登録されたものとする。登録申請者及び証明書発行機関は当該ホームページ上で施設の登録を確認する。

(4) 登録施設の登録事項の変更及び登録施設の登録の廃止の申請

施設登録者は、登録事項の変更がある場合に、証明書発行機関に対して別紙様式3により登録変更確認の申請を行い、申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式2の登録変更申請書を送付し、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は記載内容を確認の上、登録変更を行う。

施設登録者は、登録施設の登録を廃止する場合は、別紙様式4により証明書発行機関に対して登録施設の廃止確認の申請を行い、その申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式2の登録廃止申請書を送付し、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は記載内容を確認の上、登録施設の廃止を行う。

登録施設の変更及び廃止の連絡及び公表は、(3)の規定を準用する。

(5) 登録の取消し等

監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、以下のいずれかに該当した場合は、登録施設の取消しを行うことができる。

①～④（略）

登録の取消しの連絡及び公表は、(3)の規定を準用する。

5. 特定疾病に関する検査

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品が、持続的養殖生産確保法施行規則（平成11年農林水産省令第31号）第1条の表の上欄に掲げる水産動植物のうち生きているものである場合は、6.(1)の申請に先立って、魚病検査機関が実施する特定疾病に関する検査の申請を行う。申請を受け、魚病検査機関はサンプルの採取を行うとともに、別添5の2.に掲げる検査を行い、輸出者に対し試験成績書を発行する。なお、検査の結果、当該水産動植物が特定疾病にかかっている場合、又はかかっている疑いがある場合には、魚病検査機関は直ちにその旨畜水産安全管理課に連絡を行う。

6. 証明書の発行

登録施設が変更及び廃止された場合は、(3)と同様の
の手続により、農林水産省のホームページ上で公表する。

(5) 登録の取り消し等

監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、以下のいずれかに該当した場合は、登録施設の取消しを行うことができる。

①～④（略）

登録の取消が行われた場合は、(3)と同様の手続により、農林水産省のホームページ上で公表する。

5. 特定疾病に関する検査

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品が、持続的養殖生産確保法施行規則（平成11年農林水産省令第31号）第1条の表の上欄に掲げる水産動植物のうち生きているものである場合は、6.(1)の申請に先立って、魚病検査機関が実施する特定疾病に関する検査の申請を行う。申請を受け、魚病検査機関はサンプルの採取を行うとともに、別添4の2.に掲げる検査を行い、輸出者に対し試験成績書を発行する。なお、検査の結果、当該水産動植物が特定疾病にかかっている場合、又はかかっている疑いがある場合には、魚病検査機関は直ちにその旨畜水産安全管理課に連絡を行う。

6. 証明書の発行

(1) 申請

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛て申請を行う（③は申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。

①～⑤（略）

（削る）

（略）

(2) 証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件全てを満たすものに対して行うものとする。

① 4.(1)の①から⑤の規定により登録された登録施設において最終加工又は最終保管されたものであること（②に該当する場合を除く。）。ふぐを輸出する場合には、別添7の取扱いによるものであること。

②（略）

③ 別添5の1.に規定する検査を行い、同5の1.(2)に掲げる検査基準を満たしているものであること。ただし、登録施設が、次のaからcまでのいずれかの要件に該当する場合、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査及び標章の貼付確認（以下「官能検査等」という。）を省略することができる。

(1) 申請

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関あて申請を行う。なお、③にあっては申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出するものとする。

①～⑤（略）

⑥ 以下(2)③.c.に該当する場合は、別紙様式12。

（略）

(2) 証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件すべてを満たすものに対して行うものとする。

① 4.(1)の①から⑤の規定により登録された登録施設において最終加工又は最終保管されたものであること（②に該当する場合を除く。）

②（略）

③ 別添4の1.に規定する検査を行い、同4の1.(2)に掲げる検査基準を満たしているものであること。ただし、登録施設が、次のaからcのいずれかの要件に該当する場合、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査及び標章の貼付確認（以下、「官能検査等」という。）を省略することができる。

a 「対EU輸出水産食品の取扱いについて」又は「「水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」の制定について」に基づく認定を受けている施設及び輸出品目であること。

b (略)

c 別添6に示す運用に基づく手続を実施していること。

④ 別添5の2. に規定する検査を行い、同5の2. (3) に掲げる検査基準を満たしているものであること（当該食品が持続的養殖生産確保法施行規則第1条の表の上覧に掲げる養殖水産動植物のうち生きているもののみ。）

⑤ (略)

(3) 証明書の発行

(2) に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は以下の点に留意しつつ別紙様式7の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査責任者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写し及び別紙様式5を保存する。

①～③ (略)

(4) 官能検査の強化

ロシアの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をロシア政府から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、(2)③のaからcまでのいずれかの要件を満たした登録施設であっても、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査等によって、別添5の1. (2) に掲げる検査

a 「対EU輸出水産食品取扱いについて」に基づく認定を受けている施設及び輸出品目であること

b (略)

c 別添5に示す運用に基づく手続きを実施していること。

④ 別添4の2. に規定する検査を行い、同4の2. (3) に掲げる検査基準を満たしているものであること（当該食品が持続的養殖生産確保法施行規則第1条の表の上覧に掲げる養殖水産動植物のうち生きているもののみ。）

⑤ (略)

(3) 証明書の発行

(2) に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は以下の点に留意しつつ別紙様式7の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査責任者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを保存する。

①～③ (略)

(4) 官能検査の強化

ロシアの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をロシア政府から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、(2)③のaからcのいずれかの要件を満たした登録施設であっても、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査等によって、別添4の1. (2) に掲げる検査基

査基準を満たしていることを確認すること。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ監視安全課宛て報告し、改善されたと判断された場合にあつては、監視安全課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

(5)・(6) (略)

7 (略)

(別添1) (略)

(別添2)

証明書発行機関に関する規程

1. 証明書発行機関の認定の概要

証明書発行機関としての認定は、希望する者の申請に対し、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官による審査並びにロシア政府との協議結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合に行う。証明書発行機関は輸出者の申請に基づき、証明書を発行するものとする。

2 (略)

準を満たしていることを確認すること。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ監視安全課あて報告し、改善されたと判断された場合にあつては、監視安全課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

(5)・(6) (略)

7 (略)

(別添1) (略)

(別添2)

証明書発行機関に関する規程

1. 証明書発行機関の認定の概要

証明書発行機関としての認定は、希望する者の申請に対し、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官による審査並びにロシア政府との協議結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合に行う。証明書発行機関は輸出者の申請に基づき、証明書を発行するものとする。

2 (略)

3. 認定証の交付

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は2. により申請があった場合、2. (1) に掲げる要件を満たしているか内容を審査し、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせることができるほか、ロシア政府との協議結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められた場合、申請者に対して別紙様式9の認定書を交付する。

4. 証明書発行機関への指導・検査

(略)

(3) 認定の取消し

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は、①証明書発行機関が2. (1) に掲げる認定要件を備えていないと認める場合、②証明書発行機関が輸出者からの申請に対し、正当な理由なく証明書発行手続を行わなかった場合、③証明書発行機関に証明書発行業務を行う上で不正行為があったと認める場合、④証明書発行機関が(2)の検査を受けることを拒否した場合、⑤その他相当の理由があると認める場合、証明書発行機関として不適切と認め、当該証明書発行機関の認定の取消しを行うことができる。

5 (略)

3. 認定証の交付

厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は2. により申請があった場合、2. (1) に掲げる要件を満たしているか内容を審査し、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせることができるほか、ロシア政府との協議結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められた場合、申請者に対して別紙様式9の認定書を交付する。

4. 証明書発行機関への指導・検査

(略)

(3) 認定の取消

厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は、①証明書発行機関が2. (1) に掲げる認定要件を備えていないと認める場合、②証明書発行機関が輸出者からの申請に対し、正当な理由なく証明書発行手続を行わなかった場合、③証明書発行機関に証明書発行業務を行う上で不正行為があったと認める場合、④証明書発行機関が(2)の検査を受けることを拒否した場合、⑤その他相当の理由があると認める場合、証明書発行機関として不適切と認め、当該証明書発行機関の認定の取消を行うことができる。

5 (略)

(別添 3)

1. (略)

2. 魚病検査機関の認定申請

(略)

(1) (略)

(2) ① (略)

②別添 5 の 2. に掲げる検査手順に従って、適切に検査を実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料

ア～ク (略)

(3) (略)

3～5 (略)

(別添 4)

電子メールによる証明書の発行申請手続

1. 食品輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式13に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

(1) 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載する

(別添 3)

1. (略)

2. 魚病検査機関の認定申請

(略)

(1) (略)

(2) ① (略)

②別添 4 の 2. に掲げる検査手順に従って、適切に検査を実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料

ア～ク (略)

(3) (略)

3～5 (略)

こと。

(2) 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

2. 証明書の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、証明書発行機関宛てに送付すること（その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1. の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別添 5) (略)

(別添 6)

ロシア向け輸出水産食品の官能検査等の運用

(略)

1. (略)

2. 官能検査及び標章の貼付

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添 5 に掲げる官能検査及び標章の貼付確認を実施し、当該官能検査基準及び標章の記載を満たしていることを確認するとともに、別紙様式 1 2 にこれらの結果を、証明書発行申請書（別紙様式 5）の「4. 官能検査及び標章の貼付確認結果」に確認者氏名及び実施日を記載すること。

なお、結果の記録に当たっては、検査の実施が確認できれば、別紙様式 1 2 によらず任意の様式を用いて差し支えない。

輸出者は、官能検査結果等が記載された記録を 3 年間保管すること。

3. その他

品質確認者は、輸出される水産物について別添 5 に掲げられる官能検査及び標章の貼付の他、以下の状況についても確認すること。

(別添 4) (略)

(別添 5)

ロシア向け輸出水産食品の官能検査等の運用

(略)

1. (略)

2. 官能検査及び標章の貼付

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添 4 に掲げる官能検査及び標章の貼付確認を実施し、当該官能検査基準及び標章の記載を満たしていることを確認するとともに、別紙様式 1 2 に結果を記載すること。

輸出者は、官能検査結果が記載された別紙様式 1 2 を、証明書発行機関に提出するとともに、写しを 3 年間保管すること。

また、証明書発行機関は提出された別紙様式 1 2 を 3 年間保管すること。

3. その他

品質確認者は、輸出される水産物について別添 3 に掲げられる官能検査及び標章の貼付の他、以下の状況についても確認すること。

1) ~ 3) (略)

4. 官能検査の検証

輸出者は、1年間に1回以上、登録検査機関による官能検査を実施し、別添5に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。

なお、本運用に基づく手続を実施している場合であって、3年以上の輸出実績があり、かつ、過去3年間の官能検査結果等及び品質管理者による官能検査等の方法に問題が認められないときは、検証に係る頻度を3年間に1回以上とすることができる。

(別添7)

ロシア向け輸出フグの取扱い

1. 輸出可能なフグ

ロシアに輸出されるフグは、日本において人が消費するための食品として販売することが可能であり、以下について確認できるものであること。

(1)「フグの衛生確保について」(昭和58年環乳第59号環境衛生局長通知。以下「局長通知」という。)に規定された、「処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び部位」であること。

1) ~ 3) (略)

4. 官能検査の検証

輸出者は、1年間に1回以上、登録検査機関による官能検査を実施し、別添4にあげる官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。

(新設)

(2) 局長通知及び各自治体の条例、要綱等の規定に基づき、
適正に処理されたものであること。

(3) 各自治体の条例、要綱等により都道府県知事等が認め
る者（以下「フグ処理者」という。）及び施設により、
処理、加工されたものであること。

2. 証明書発行申請時の留意事項

(1) 1 (1) の「処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び部位」については、別紙様式 5 の証明書発行申請書の製品名に記載すること。

(2) 1 (2) 及び (3) については、各都道府県知事等から交付されたフグ処理者及びフグを処理した施設の許可証等の写しを添付すること。ただし、許可証等が交付されていない場合には、速やかに要件を確認できるようにするため、これらを管轄する都道府県等衛生主管部局食品衛生担当課の連絡先を報告すること。

3. 証明書の発行要件に係る留意事項

証明書発行機関は、2 (2) の許可証等によりフグ処理者及び施設の確認ができない場合にあっては、1 の要件を満たすことを担当課に確認すること。

(別紙様式 1)

年 月 日

(略)

(別紙様式 1)

年 月 日

(略)

ロシア向け輸出水産食品登録施設登録確認申請書

(略)

1. 施設の名称、所在地及び法人番号

(日本語)

(英語)

(法人番号)

2～5 (略)

(別紙様式2)～(別紙様式4)(略)

(別紙様式5)

年 月 日

(略)

ロシア向け輸出水産食品証明書発行申請書

(略)

1～3 (略)

4. 官能検査及び標章の貼付確認結果

確認者氏名

実施日

(誓約事項)(略)

(申請書の記載に関する注意事項)

ロシア向け輸出水産食品登録施設登録確認申請書

(略)

1. 施設の名称及び所在地

(日本語)

(英語)

2～5 (略)

(別紙様式2)～(別紙様式4)(略)

(別紙様式5)

年 月 日

(略)

ロシア向け輸出水産食品証明書発行申請書

(略)

1～3 (略)

(誓約事項)(略)

(申請書の記載に関する注意事項)

(1) 記入は日本語、英語併記によること (4を除く。)

(2) ~ (7) (略)

(別紙様式6)・(別紙様式7) (略)

(別紙様式8)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(略)

(別紙様式9)

生食発第 号

消安第 号

水漁第 号

年 月 日

殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 印

(略)

(別紙様式10)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(略)

(1) 記入は日本語、英語併記によること

(2) ~ (7) (略)

(別紙様式6)・(別紙様式7) (略)

(別紙様式8)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

(略)

(別紙様式9)

食安発第 号

消安第 号

水漁第 号

年 月 日

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 印

(略)

(別紙様式10)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

(略)

(別紙様式 1 1)

年 月 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿
(略)

(別紙様式 1 2)

年 月 日

ロシア向け輸出水産食品の官能検査等実施記録

<u>登録施設及び登録番号</u>		<u>輸出水産物の品名</u>	
<u>輸出予定年月日</u>		<u>品質確認者氏名</u>	

(削る)

(別紙様式 1 1)

年 月 日

厚生労働省 医薬食品局食品安全部長 殿
(略)

(別紙様式 1 2)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品の官能検査等実施報告書

ロシア向け輸出水産食品の輸出に当たり、下記のとおり官能検査を実施し、品質に問題がないことを確認しましたので報告いたします。

記

1. 輸出水産物の品名

(削る)

(削る)

(削る)

1. 官能検査確認内容

(略)

2. 標章の貼付確認内容

(略)

(別紙様式 13)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

輸出者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

2. 登録施設名及び登録番号

3. 輸出予定年月日

4. 品質確認者氏名

5. 官能検査確認内容

(略)

6. 標章の貼付確認内容

(略)

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

※上記担当者が、当該年度に係る証明書の申請手続を
行うものとする。

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量